

## 議案第12号

## 契約の変更について

南房総市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南房総市条例第60号）第2条の規定により、令和6年南房総市議会第4回定例会において議決及び令和7年南房総市議会第5回臨時会において変更議決を経て締結した道の駅とみうら枇杷倶楽部大規模改修第Ⅱ期工事（建築工事）請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和8年2月12日提出

南房総市長 石 井 裕

4 契約金額中「380,386,600円」を「406,164,000円」に変更する。